

平成30年度 群馬県職員向け手話研修実施要領

1 目的

群馬県手話言語条例に基づき、手話を使用しやすい環境を整えるため、県職員等が初歩的な手話を学ぶことを目的とする。

2 受講対象者

- ・群馬県職員(嘱託職員・臨時職員含む)
- ・県指定管理施設に勤務する職員

3 日時・会場

圏域	期日	時間	場所
前橋	平成31年 2月 8日 (金)	13:30 ~ 15:30	前橋合同庁舎 6階大会議室
渋川	平成30年 9月12日 (水)	13:30 ~ 15:30	渋川合同庁舎 302会議室
伊勢崎	平成30年12月14日 (金)	13:30 ~ 15:30	伊勢崎合同庁舎第1・第2会議室
高崎・安中	平成30年 8月 1日 (水)	13:30 ~ 15:30	安中保健福祉事務所第1会議室
藤岡	平成30年10月 5日 (金)	13:30 ~ 15:30	藤岡合同庁舎第1別館会議室
富岡	平成30年11月 7日 (水)	13:30 ~ 15:30	富岡合同庁舎小会議室1~3
吾妻	平成30年 9月 5日 (水)	13:30 ~ 15:30	中之条合同庁舎3階大会議室
利根沼田	平成30年 7月13日 (金)	13:30 ~ 15:30	利根沼田合同庁舎101会議室
太田・館林	平成30年 7月18日 (水)	13:30 ~ 15:30	太田合同庁舎会議用庁舎202会議室
桐生	平成30年 8月24日 (金)	13:30 ~ 15:30	桐生合同庁舎2階大会議室

4 科目・時間・講師

科目(内容)	時間	講師
手話言語条例、手話実施計画について	約15分	健康福祉部障害政策課 地域生活支援係
手話によるあいさつ、簡単な日常会話 聴覚障害者が来庁したときの対応方法	約1時間45分	一般社団法人 群馬県聴覚障害者連盟指定講師

5 定員

各回70名程度

6 問い合わせ先

群馬県健康福祉部障害政策課 地域生活支援係

電話 027-226-2638